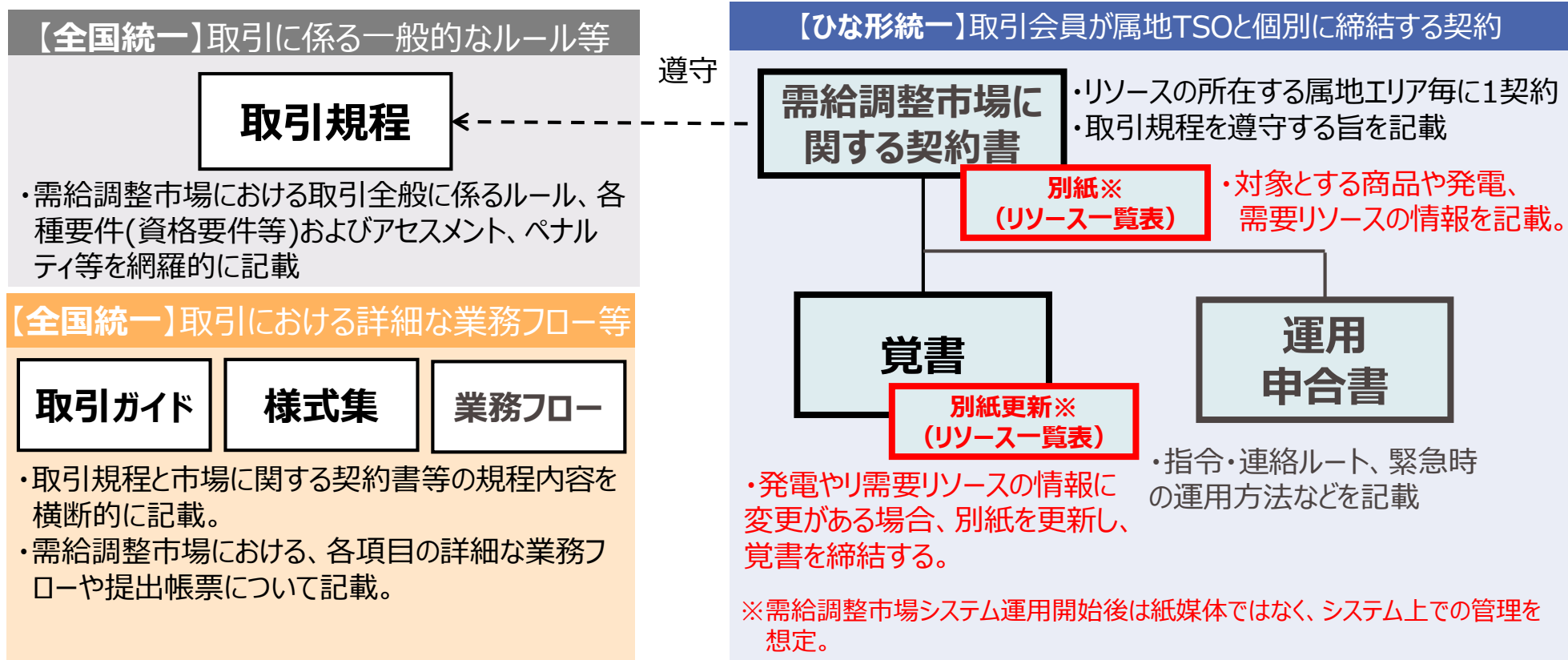


需給調整市場における契約体系について

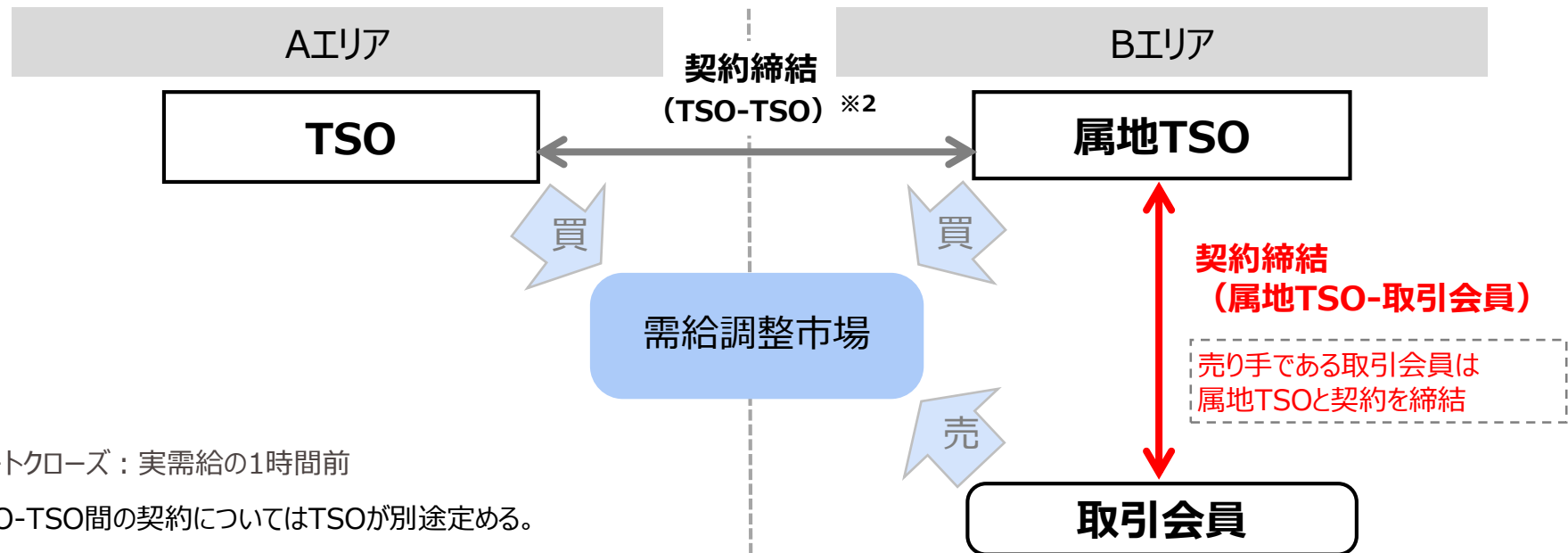
2020年 3月31日

第2版

- 需給調整市場で調整力を取引するにあたっては、取引に係る一般的なルール等を市場運営者であるTSOが「取引規程」で定め、市場参加者はこれを遵守することを宣誓し取引会員になるとともに、取引会員が保有する電源等が立地するエリア（以下、「属地」と言います。）のTSOと個別に「需給調整市場に関する契約書」、「覚書」および「運用申合書」を締結していただきます。
- 取引ガイドは、「取引規程」と「需給調整市場に関する契約書」等の規程内容を横断的に記載し、需給調整市場の取り扱い全体を明確にするとともに、需給調整市場における各種審査要件、詳細な業務フロー、提出帳票等について解説をしております。



- 需給調整市場において、取引会員は、属地TSOとの間で需給調整市場に関する契約を締結していただきます。
- なお、需給調整市場で取引される調整力のみならず、ゲートクローズ※¹（以下、「GC」）後の余力を調整力として活用したい事業者におかれましては、属地TSOと取引会員との間で、別途、電源Ⅱ公募に関する契約（将来の余力活用に関する契約）をご締結下さい。
- このため、買い手である属地TSOおよび取引会員との間で締結が可能な契約は以下のとおりとなります。
- ✓ 需給調整市場に関する契約（ $\Delta kW \cdot kWh$ ） （←本市場参入に必須の契約）
- ✓ 電源Ⅱ公募に関する契約（余力活用に関する契約）（ kWh ）
- また、調整力の約定先エリアに関わらず、精算は属地TSOとの間で行われます。



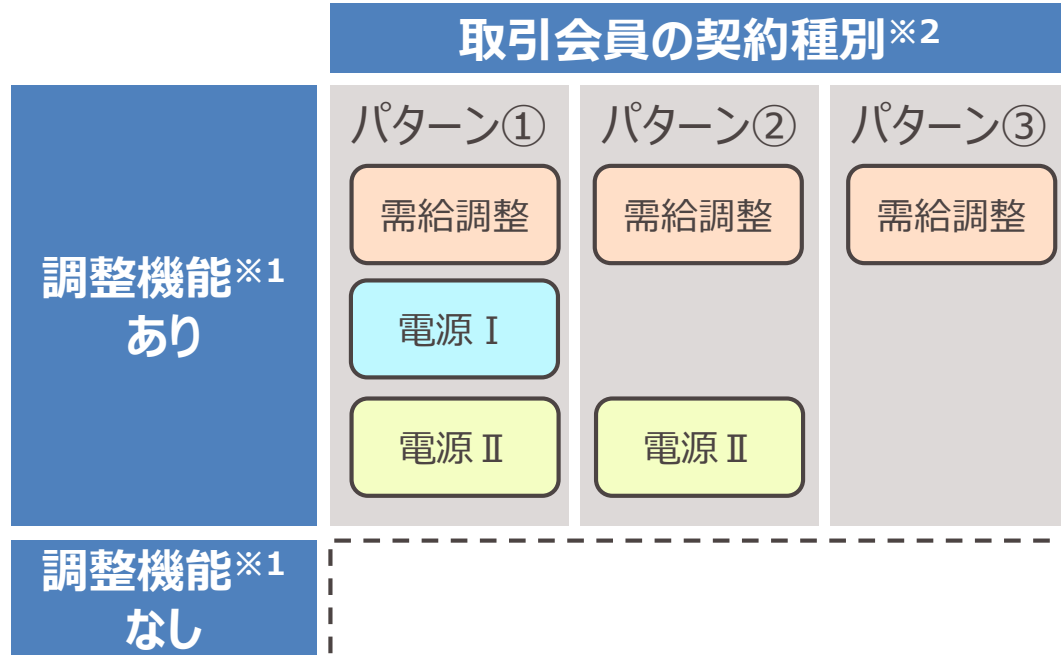
※1 ゲートクローズ：実需給の1時間前

※2 TSO-TSO間の契約についてはTSOが別途定める。

- 2021年4月時点における取引会員と属地TSOとの契約種別については、下図の全3パターンに分類されます。
- 例えばパターン①であれば、取引会員は「需給調整市場に関する契約」と「電源 I 公募に関する契約」、「電源 II 公募に関する契約」を属地TSOと締結いただきます。
- なお、取引会員は、契約するリソース数に限らず、「需給調整市場に関する契約」をリソースの所在する属地エリアごとに1つ契約していただきます。また、対象とする発電機、需要家リスト・パターンの対象リソースを変更する場合、「覚書」を締結していただきます。
- 調整力公募についても、今後、需給調整市場の取引規程を遵守する記載へ要綱を変更し、需給調整市場システムにV1、V2等の単価の登録をしていただく方法に変更する予定です。

【凡例】

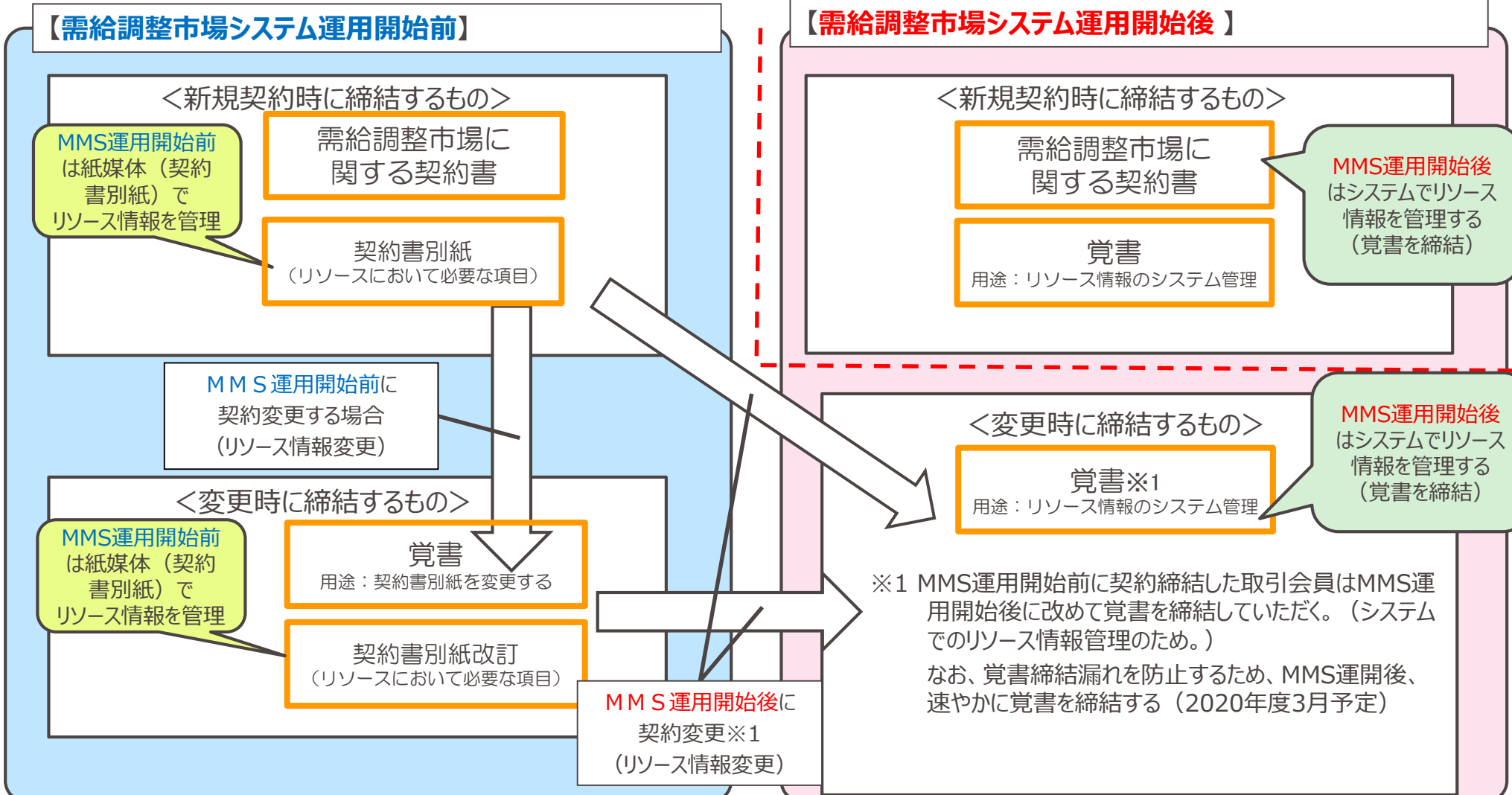
需給調整	需給調整市場に関する契約
電源 I	電源 I 公募に関する契約 (電源 I '公募を含みます)
電源 II	電源 II 公募に関する契約 (電源 II '公募を含みます)



※1.「調整機能」とは需給調整市場における商品の要件を満たす機能を指します。

※2.2021年4月の三次調整力②商品開始断面の契約種別パターンを示します。

- リソース情報に変更が生じた場合の契約・管理方法については、需給調整市場システム（MMS）運用開始前後で扱いが異なります。システム運用開始前は、**リソース情報（契約書別紙）**については、紙媒体で管理しますが、システム運用開始後は、システム上での管理に変わります。



日付	版数	改訂内容	
		(追記・修正等)	(スライド削除)
2020年 1月19日	初版	-	-
2020年 3月31日	第2版	<2ページ> 取引会員が属地TSOと個別に締結する契約の体系を見直し <5ページ> 新規スライド	-